

# 交野市公園等管理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、交野市都市公園条例（昭和50年7月31日条例第27号）第24条の規定に基づき都市公園、緑地、ちびっこ広場、その他市が管理する広場等（以下、公園等という）の管理を他に委託する場合の管理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (管理区分)

第2条 公園等の管理については、交野市公園等管理要綱第4条に定める管理を委託するものとする。

## (委託者)

第3条 公園等の管理は、当該公園の近隣地区、自治会その他団体の中から市長が適当と認める団体に委託するものとする

## (委託の範囲)

第4条 公園等の管理委託の範囲は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする

- ① 公園等及び付近のゴミの収集をすること。
- ② 公園等及び付近の清掃をすること。
- ③ 公園等及び付近の除草をすること。
- ④ 定期的に巡視を行い、公園等を絶えず良好な状態に保ち事故等が発生しないようにすること。
- ⑤ 公園等の施設が破損したときは、使用禁止等の表示をし、すみやかに市に報告すること

## (届出書の提出)

第5条 公園等の管理を希望する者は、公園等管理届出書（様式-1）の提出により申請を行わなければならない。

## (管理内容報告)

第6条 受託者は公園等管理内容報告書（様式-2）により、管理内容報告を行わなければならない。

## (報償金)

第7条 市は、公園等の管理について、別表に定める額の報償金を予算の定めるところにより受託者に支払うものとする。

(附則)

第8条 この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。  
この要綱は、平成24年4月1日から適用する。  
この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

## 別表

公園等の規模	報償金
500 m <sup>2</sup> 未満	年額 15,000 円
500 m <sup>2</sup> ～1000 m <sup>2</sup> 未満	年額 20,000 円
1000 m <sup>2</sup> ～2000 m <sup>2</sup> 未満	年額 30,000 円
2000 m <sup>2</sup> ～3000 m <sup>2</sup> 未満	年額 40,000 円
3000 m <sup>2</sup> ～4000 m <sup>2</sup> 未満	年額 50,000 円
4000 m <sup>2</sup> 以上	年額 60,000 円

但し、特別な管理を要すると認められる公園については、別途市長が定める。